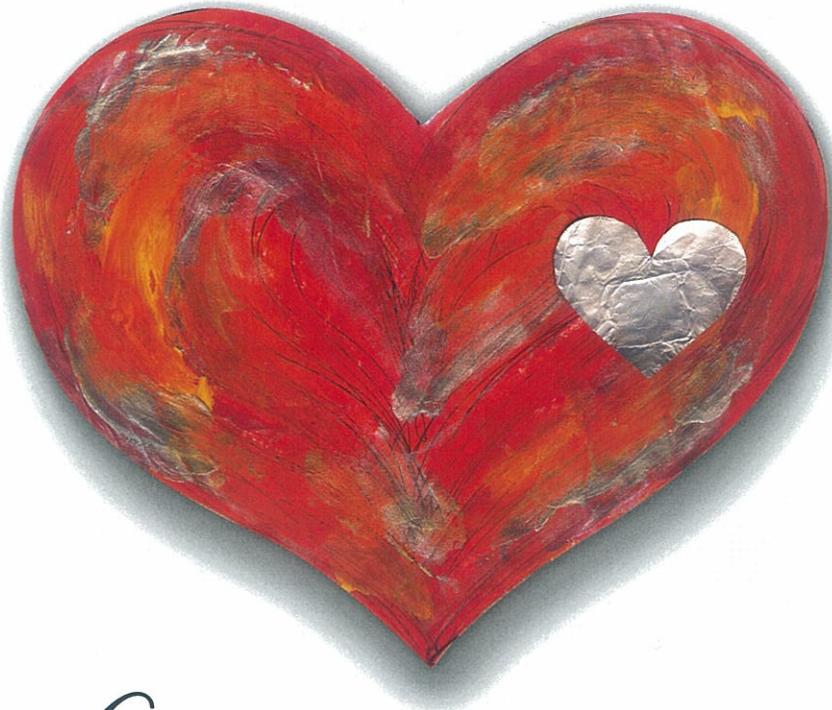


Stop



harassment

長崎大学教育学部 ハラスメント防止パンフレット

ハラスメントのないキャンパスへ。。

～ハラスメントを与えない！～

- 性に関する言動の受け止め方に、男女間、個人間で差があることを知ってください。
- この言葉なら気にはしないだろうと、勝手に思い込まないでください。
- 嫌がる気持ちを、相手が示すとは限りません。
- 嫌がる気持ちが分かったら、その言葉を繰り返さないでください。



ハラスメント？

- 相手に嫌だと、意思を伝えましょう。
- 1人で悩まず、友人に相談しましょう。
- 友人と一緒に、相談員に会いましょう。
- 悪質ならば、すぐに警察へ相談しましょう。

もっと知りたい…ハラスメント

—— カウンセラーの内野成美さんに聞いてみました ——

ハラスメントという言葉の定義ができたのはいつからですか？

『セクシュアル・ハラスメント』という言葉に関して言えば、この言葉が造られたのは1970年代のアメリカで、女性の社会進出が進んできた時代でした。この言葉が日本で大きく広まったのは1989年のことだといわれています。1985年の女性差別撤廃条約批准、1986年の男女雇用均等法施行を受け、日本でも女性の社会進出が始まったころです。1989年に大きく広まった理由の1つとしては、この年の1月に日本で初めてのセクシュアル・ハラスメントの裁判が起こされたことがあります。(1992年に被害女性の全面勝訴で結審)。『セクシュアル・ハラスメント』という言葉は、この年の流行語大賞にも選ばれています。しかし、このころはまだセクシュアル・ハラスメントに対して明確な定義があるわけではありませんでした。

その後、1999年の男女雇用機会均等法の改正（第21条にセクシュアル・ハラスメントの防止対策を事業主に義務付ける）をはじめとし、文部科学省でもセクシュアル・ハラスメント防止対策への訓令が全国の教育機関に対して発布されるなどし、現在では各大学でもそれぞれ独自の規定で定義されるようになってきました。また、セクシュアル・ハラスメントという言葉の浸透に伴い、その他の様々なハラスメント（嫌がらせ）である『パワー・ハラスメント』や『アカデミック・ハラスメント』などの造語も次々に出てきました。

ハラスメントは、どれぐらいの罪になるのですか？

ハラスメントに関して法的な解決を望む場合は2通り考えられます。1つ目が加害者の処罰を求める刑事告訴、そしてもう1つが慰謝料や損害賠償を請求する民事訴訟です。これらの罪は被害の内容によって様々です。刑事告訴の場合、内容によって強姦罪や準強姦罪と認められれば2年以上の有期懲役になる場合もありますし、名誉毀損罪では3年以下の懲役もしくは禁固、または50万円以下の罰金となることもあります。いずれにしろ、専門に弁護を引き受けてくださる方やそれに伴う費用が必要となります。

また、学的な解決を望む場合には、学内のハラスメント防止委員会がありますので、被害者の方の意思を尊重しながら問題の解決に向けて働きかけることもできます。その際、様々な客観的な調査を経てハラスメント行為があったと認定されれば、加害者側には免職や停職、減給や戒告などの処分が科せられることもあります。

言葉によるハラスメントにはどのようなものがありますか？

嫌だなと思う言葉は、一人ひとり微妙に違いますし、誰から言われたか、その関係性でも変わってくるものなので難しいのですが、ここでは代表的なものを挙げます。

- 「女には仕事は任せられない」「これだから女はダメだ」「男のくせに情けない、根性がない」などという“女(男)のくせに…”、“女(男)だから…”という言葉
- 「俺の言うことが聞けないのか！」「できないんだったら辞めてしまえ」「言うことを聞けないのだったら居てもらわなくともいいのだよ」など威圧的な態度での必要以上の大声や叱責の繰り返しの言葉
- 「そんなつまらない研究はやめてしまえ」「俺の目の黒いうちにはお前を卒業させない」「バカ」「能無し」など学生としての自信を失わせるような言葉

ハラスメントによる年間の自殺者はどれくらいいるのですか？

1年間で自殺をする人はここ数年3万人を越えると言われていますが、ハラスメントによる自殺者の統計は出ていませんので、実際にはその数がどれくらいかは分かりません。しかしぜロではありません。最近では、2006年の9月に千葉の私立中学校の教諭（当時50歳）が、校長からパワー・ハラスメントを受け自殺したというケースが新聞報道されました。このケースでは、教諭の自殺と校長のパワー・ハラスメントの因果関係は明確にはされませんでしたが、千葉市の教育委員会によって「極端に統制的、同然的な性格で校長の職務を遂行する適格性がない」として当時の校長を教諭にするという分限降任処分がなされています。

ハラスメントの被害はどこに相談したらいいですか？

長崎大学には、相談員やカウンセラーがいます。
一人で悩まず、まずは相談してください。



長崎大学教育学部 ハラスメント防止パンフレット

発行日／平成19年4月

企画・編集・発行／長崎大学教育学部ハラスメント防止委員会（委員長 星野 由雅）
佐藤春奈（編集参加：教育学部生）・楠本彩乃（表紙：教育学部生）

あなたへのメッセージ



宮崎 正明 相談員
(人間発達講座 教授)

学生と学生の関係、学生と教職員等の関係で性的な言動により心的ストレスを受け、困っている人はいませんか。

早期発見、早期対応が重要です。

どんな小さなことでも相談に応じます。

気軽に気持ちで打診して下さい。秘密厳守。

■研究室：教育学部本館5階 519号室

■連絡先：095-819-2392

■e-mail：m-miya@nagasaki-u.ac.jp



鈴木 慶子 相談員
(初等教育講座 教授)
准教授

私が勧まされている言葉があります。

「すべてのいい仕事の核には／震える弱いアンテナが隠されている」(茨木のり子)
この言葉は、よく生きるためにみずみずしく傷つきやすい感受性が不可欠である、と言っているように思います。

あなたは、どう思いますか。

■研究室：教育学部本館5階 501号室

■連絡先：095-819-2302

■e-mail：keiko-s@nagasaki-u.ac.jp



内野 成美 カウンセラー
(教育実践総合センター)

みなさん、こんにちは。私は仕事柄、いろいろな人たちからお話を伺うのですが、ハラスメントの被害にあっている人たちは、その被害が長引くにしたがって怒りよりも無力感や自責感を感じるようになってしまい傾向があります。「はっきり意思を伝えない自分のほうが悪いのではないか?」「自分がちゃんとしないから叱られるのではないか。」「自分の存在が相手を不快にしているのではないか」などの言葉がよく聞かれます。そして頭が痛くなったり、身体がだるくなったり、さまざまな身体的な不調を感じてきます。もし、あなた自身がそう感じていたり、あるいはあなたの身近な人がそう感じているようであれば、一人で悩まず二人で悩まず、ぜひ相談をしてみてください。
一緒に考えていきましょう。

■相談室：教育学部附属教育実践総合センター 1階

■連絡先：095-819-2297

■e-mail：soudan@nagasaki-u.ac.jp [まずはメールで時間予約をしてください。]



富永 ちはる カウンセラー
(長崎大学「学生何でも相談室」)

幼い頃からふとしたときに思い出す言葉があります。「親しき仲にも礼儀あり」と祖母に教えてもらったような気がします。職場でも、家庭でも、相手の立場に立って考えることを大切にしています。「良かれ」と思った行動が相手に不快な気持ちにさせてしまうことがあります。学生さんも教職員も、一人一人が相手を思い合う笑顔いっぱいのキャンパスになることを願っています。私も長崎大学の卒業生です。お気軽に「何でも」相談してください。お待ちしています。

■相談室：長崎大学 学生支援センター「学生何でも相談室」

■連絡先：095-819-2106

■e-mail：nandemo@ml.nagasaki-u.ac.jp

☆相談受付は、月～金曜日の 9:30～16:30 です。



長崎大学教育学部 ハラスメント防止委員会